

## 【2018年2月定例議会 一般質問】

2018年3月2日

須増 伸子

### ①残土条例の制定に向けて

まず、残土条例の制定を求めることについて質問します。

倉敷市児島地区では、山林の谷間を埋めるようにあちこちに残土捨て場があります。2004年の台風23号や2015年7月の台風11号の豪雨により、児島田ノ口で大規模な土砂崩れがありましたが、いずれも残土捨て場ののり面が崩壊しており、山頂付近が残土で埋め立てられ、はげ山となっていたことと無関係とは思えません。

また、同じく児島稗田の大型残土捨て場では、新聞報道によると平成28年の4月までカドミウムなどの有害物質を含む残土が大阪から海を通じて持ち込まれ、大阪の業者が逮捕されたことで問題となりました。一昨年、自民党の蓮岡議員もこの問題を取り上げられました。地元の住民の抗議にもかかわらず有害物質を含む産廃を撤去することも難しい状況です。

そもそもこの児島稗田の業者は、県の林地開発許可制度で、資材置き場の造成で許可を取り、毎日10トントラックが日に何台もの搬入を繰り返すような大規模残土捨て場として営業をしていました。

さらに、現在、児島港・味野地区に船で、県外から大量に残土の搬入が行われているようです。多くの県で残土の取り締まりが厳しくなり、残土条例のない県に持ち込まれている傾向があるのではと推測できます。倉敷市で味野地区の土砂の検査を年一回されてはいますが、産廃の特定や取り締まりまではできない状況です。

私は、このような児島の残土をめぐる状況を見て、残土捨て場の適切な規制はどうなっているのかとおもい、残土条例をつくっている少なくとも16県のうち、千葉県と広島県の実践を調査しました。

千葉県では、東京からの大量の土砂持ち込みのために、土壌汚染と災害対策の目的で20年前に残土条例が設置されていました。3000平方メートル以上の残土捨て場の事業を知事の許可制とし、さらに、土砂の発生元も規制の対象となっており、土砂発生元の証明書と地質分析結果証明書を事前に県に提出させるなど、徹底した規制がされています。参考になったのは、事業所の許可申請時に多くの課で協議会を持ち、例えば搬入経路に通学路があったり、搬入

道路の強度がない場合などはトラックの経路の変更を指導したりするなどしているそうです。

広島県は、残土捨て場が原因で土砂災害が発生し大きな被害があったことから残土条例をつくる運びとなったこと、そのため森林保全課が担当し2000平方メートル以上を県の許可制とし、土砂の搬出・搬入・埋め立ての規制をしています。参考になったのは、残土条例の許可を受けた業者は県が建設発生土処分先一覧として、開発土木業者にあっせんし、出すほうも受けるほうも安心して安定的に残土処理ができていくということでした。土砂の埋立に関する六か月ごとの定期報告を行って抜き打ち検査も行っているということでした。以上のような、実践を学ぶ中で、土壌汚染や災害発生という住民の怒りや不安を取り除くためには残土条例が必要だと痛感しました。

現在、林地開発許可は農林水産部、県土保全条例は県民生活部、環境保全は環境文化部で、各部またいでおり、残土捨て場の問題を集約し対応できる体制ではなく責任の所在が不明確な状況となっています。もし残土条例をつくれれば、縦割りの弊害をとりのぞき、残土捨て場を適切に規制、管理できる部署をつくることができます。

さらに残土捨て場の需要はおおきく、適切な基準で適切に営業する業者の育成が求められており、条例制定で安全に促進することができるのではないのでしょうか。

以上のことから、土砂の搬出、搬入、埋め立てに必要な規制により、適正な残土の処理を行うことで、住民の安全と環境を確保し、県土の秩序ある利用を目的とした残土条例の制定をぜひ検討すべきと考えます。

知事のお考えをお願いします。

(知事答弁)

日本共産党の須増議員の質問にお答えします。

残土条例の制定についてのご質問ですが、県では、一定規模以上の埋め立て等の開発行為については、県土保全条例や森林法等の開発関係法令により、また使用する土砂の状況によっては、廃棄物処理法や土壌汚染対策等に基づき、関係部局で連携して災害防止や良好な環境確保の観点で適切に対応しているところであります。

こうしたことから、現時点では、新たな制定までは考えておりませんが、お話の問題事案の発生も踏まえながら、今後とも関係部局が緊密に連携し、住民の安全と環境を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 須増議員

適切に対応しているという答弁だったのですけれども、残念ながらそういう状況にないと思って質問をしています。

先ほど紹介した台風被害の様子を写真に撮っていたので、持ってきました。これは2015年の台風11号による田の口の土砂災害です。この土砂が山頂からずっと流れて、この下で一件、避難されて助かったのですが、民家が土砂にのまれ、また田畑が土砂に飲み込まれました。この山頂に私行ってきました。それがこの写真です。山頂から先ほどの上から見た写真で、児島湖や児島の町が見えて海が見えておりますけれども、ここが土砂が流れた地点です。ここに四角いキューブが見えていると思うのですが、これは残土捨て場の跡地によくされているのですが、稗田でも起こっているのですが、太陽光のパネルの設置をして、その基礎になるコンクリートの塊がグッと並んでいまして、それが、ゴゴゴッと崩れている様子がこの写真でわかります。それを反対側から見ると、さっきこういう風に写していた訳なのですが、この上を見るとはげ山になっている様子がわかるのですが、残土で埋め立てられその上に簡単な基礎を置いて、パネルが並ぶという状況になっています。

こういうふうに、大変残土に対する直接の規制がないために簡単な申請で残土をどんどん持ち込み、またその上に何の規制もなくパネルが置かれたり、資材置き場という名の色々なことが行われております。そういう状況に対して、知事、どのようにお感じでしょうか。

広島では、こういう災害があまりにも起こるということで、残土条例の設置をされています。こういうものはきっかけが大切だと思いますので、ひとつ、もっと積極的に検討して頂きたいと思うのですが、どうでしょうか。

## 知事

稗田の事例について、写真も見せて頂いたところであります。実際、それぞれの地域で暮らしている住民の皆さんからすれば、自分たちの頭の上で何かしら開発が行われて、私その因果関係について自分自身で検証したわけではありませぬけれども、そういった開発ですとか、色々な作業がきっかけとなって土砂崩れが起きたとすれば、これは非常に不安に感じられることであろうことは当然だと思います。

現在、色々な法律・条例でかなり多重的に対応できていることになっていると、私は今認識をしているところであります。何か一つ事が起きるとそれに対応した条例を作って対応したくなる、これは私自身もそういう気持ちがあるのですが、逆にそれがパッチワークみたいなことに成りかねないという所もあ

ります。その条例もまた抜け穴を見つけられてしまうですとか、色々なことがあります。私自身は条例を作ると、これはまあ今回の事に限らず色々なことがあった時に、新たな部局を作る、新たな条例を作る、これは一つの考え方でありまして、ものによってはそれが一番良いケースもあっても全然おかしくない訳ですけれども、まず、今あるそれぞれの法律ですとか条令がきちんと機能しているのか、機能していなければどういう風に改善ができるのか、機能していて防げない事例が起きてくる、それが複数起きてくればそれはちょっと考え直さなければいけないこともありうると思います。まずは、私自身は今の状態でコントロールできている、もしくはその検査体制に穴があれば、抜き打ち検査を付け加えるですとか、そういった対応の方が現実的ではないかと、現時点では考えております。

須増議員

ありがとうございます。

今あるもので機能しているという事だったのですけれども、実は平成 17 年に当時の共産党の赤坂てる子県議がほぼ同じ内容で質問しています。児島でほぼ同じように産廃問題や災害が繰り返されていたために、ほぼ同じ案件で質問しておりまして、当時の知事も同じように答えておられます。色々な法令で運用面を実行あるものにして対応していくと、おっしゃっているんです。そして、13 年たった只今現在、何も変わらず先ほど言ったように、稗田では産廃が持ち込まれても、たくさんの残土の中にカドミウムを含む有害な土があっても、あまりにもたくさんあって撤去できないとか、このように残土が持ち込まれて、上に何か置かれて山の上がはげ山になっても規制できないとかいう事に、現実はなっております。つまり、この 13 年間運用面を有効にされた努力の結果は、今の実態だという事ですけれども、いかがでしょうか。

知事

稗田の事例についてであります。私の知る範囲におきましては、この倉敷市、稗田の事例。林地開発許可の所管部局が産業廃棄物の所管している倉敷市と連携いたしまして、情報共有。それから業者指導等の対応をおこない、結果的に土砂の搬入中止と応急的な防災工事の完了を確認していると、報告を受けているところでございます。何もできていなかったと、いう事ではなく、我々としても対応しているという事でございます。以上でございます。

須増議員

何もできていないという事ではない、とおっしゃったのですけれども、現実

には土は予定よりも高く積み上げられ、何も変わっていないし、さらにその上に稗田で太陽光パネルも設置をされているという状況は、何も変わってなく、住民の方々も反対のパネルまで出して運動をされているという状況なのです。それは、認識を変えて頂きたいと思います。

それと、児島の味野地区の港から土が入ってくるのですけれども、先ほど倉敷市の方が産廃の対応をしているという事だったのですけれども、年に一度、その土のチェックやどこから入っているかというチェックをしているにすぎず、倉敷市からも直接要望をお聞きしたのですけれども、広域的な問題であり県として対応して頂かないと、倉敷市としては対応できないという要望も頂いております。

本当にこの残土捨て場という問題に限って、集中的に対策を持たなければ、この色々な課にまたがった状況では本当に対応できないという、問題意識なのです。知事、ぜひ、せめて対策チームを作ってください、この問題本当に、今の運用でやるならば抜け穴がどこにあるのか、もっと対応できていないという認識に立って対策チームなど作ってくるべきではないでしょうか。せめて、そこだけでも検討いただけないでしょうか。

#### 知事

実際にこの土砂崩れ、県内で毎年起きているという事がございます。もしくは、交通事故も残念ながら起きている。色々な我々としては起きて欲しくないという事が、定期的に起きてしまっている。それが起きたから、我々の今の体制が全否定されるということではないと思っています。ただ、そういったことの何パーセントでも何割かでも防ぐ有効な手立てがあるのに、放置しているというのは、私はよくないことだなあと考えているところでございます。ここについて、現実的に今我々が上手く機能していないこと、もしくはもっといいやり方があるという事であれば、そういったアクションをとるということは、まったく否定・除外するものではありません。

#### 須増議員

除外するものではない、とおっしゃって頂きました。私が感じているのは、各課の皆さんに聞いたらそれぞれ自分のテリトリーの条例の範囲で、一所懸命されているということを否定するつもりは一つもありません。しかし、どの条例も、林地も、県土保全条例も、開発、例えばゴルフ場作るとか、メガソーラーを作るとか、山を削ったり形を変えたりするものには、ベースがそこにある条例ですので、埋め立てていくという事に対しての、的確な条例がないために、一所懸命にされているけどこの問題に直接対応するものは無いと、感じていま

す。多くの県でそういう議論の中で残土条例が作られているので、もちろん既存の条例がベースにあって、そこから抜けるものを残土条例でフォローするという考え方で作られていると思うんですね。本当に前向きに検討頂きたいし、対応できていないという意味は、そういう意味ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

## ②降下ばいじんアンケート結果を受けて

二問目に、降下ばいじん対策についてです。

私は、今年の夏から秋にかけて、倉敷市の水島地域を中心に降下ばいじんの被害を教えてほしいとアンケートを実施しました。現在229人の方々に回答をいただきました。

降下ばいじんの被害を感じている方の中で、「状況は以前に比べてどうですか」という問いに、変わらない48%、増えた32%と回答がありました。(図1)

また、具体的に気になることや意見を記述していただく欄には、「毎朝、ベランダや床や竿が真っ黒になる、必ず拭いてから洗濯物を干している。窓を開けると部屋がザラザラしたり窓の近くは真っ黒になる。網戸がすぐに黒く汚れる。車がすぐに黒く汚れる。車の粉塵をワイパーで落とそうとすると、油気を感じてきれいにならない。など深刻な実態がつつられています。なかには、引っ越せるものなら引っ越したいとか、咳をしたり、痰が出たりするという健康への被害を心配される声もありました。

現在、倉敷市では、市に寄せられるこのような降下ばいじんの被害のこえを受け、対策が始まっています。粉じん発生施設の設置事業者に対し、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出求めることとなりました。さらに、市内全体の粉じん発生施設数の約8割を占めている水島コンビナートにある主要企業6社において、倉敷市からの求めに応じ、今年から場内で降下ばいじんの測定が開始されました。これにより、各企業が実施している飛散防止対策の効果を確認する予定と聞いています。

県としても、倉敷市の降下ばいじんの対策を支援していただくとともに、人体への影響も考えられることから、調査研究を進め、対策強化をすべきと考えます。環境文化部長のお考えをお示してください。

## (環境文化部長答弁)

降下ばいじん対策についてのご質問であります。倉敷市内の降下ばいじん対策につきましては、大気汚染防止法により、同市が、降下ばいじんの発生源となる施設への指導権限を有していることから、県としましては、同市から相

談があれば、技術的な助言など、適切に対応してまいりたいと考えております。

人体への影響をはじめ、降下ばいじんの調査研究につきましては、同法において、国が推進するものと規定されていることから、県が実施することは考えておりませんが、同市がさらなる対策の強化を行う場合には、情報の収集・提供など協力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

### ③障害者の支援

障害者の支援のうち、まず、就労継続支援A型事業所問題についてです。倉敷市内の就労継続支援A型事業所のあじさいグループがひきおこした障害者大量解雇、さらに、その他のいくつかの事業所からも廃止届が出され、さらなる大量解雇の懸念が強まっています。

今回のA型事業所をめぐる問題点の一つは、2006年の障害者自立支援法で国が、規制を取り払い、営利本位の企業まで障がい者事業の実施ができるようにしたことが発端ではないでしょうか。二つ目には、規制緩和後、福祉を食い物にする障がい者ビジネスの横行とコンサルタント会社の暗躍が起こってきたこと。さらに、補助金目当ての事業に対し銀行も高額の生命保険の加入を条件に経営診断も甘く高額貸付を実施していること。3つ目には、悪しきA型と言葉ができるほど警鐘が鳴らされていたにも関わらず、行政の指導監査は体制・知識ともあまりに脆弱。4つ目には労働行政と福祉行政の縦割りの弊害。などです。このようにA型事業所に構造上の問題があることは、国が次々に制度の変更を余儀なくされていることから明らかとなってきました。この間、県も市も、利用者保護や指導監査権限の明確化・情報公開・経営改善の支援など努力が進められています。

岡山県は、厚労省の資料では、全国人口比でもっともA型事業所の利用者が多い県となっています。(図2)まさに岡山県の問題であり、まだ終わっていない問題であることを改めて認識しなくてはならないと思います。

そして、今回の問題はなぜ起きたのか、その背景と原因と今後の課題はなにかについての検討が必要と考えます。あらためて障がい者雇用の在り方について、A型事業所の在り方について、構造上の問題も見極めていくために障がい者雇用あり方協議会などを設置し、専門家と関係機関、当事者で検討を進めてはどうでしょうか。悪しきA型を駆逐し、がんばっているA型事業所が経営を続け、障がい者が安心して働ける職場を確保できるように、総括と方針がいます。これは、大量解雇という悲劇が起こった岡山県の責任として必要と考えますが、保健福祉部長にお聞きします。

障害者の支援の二つ目に、特別支援教育についてです。

岡山県の特別支援学級の在籍児童生徒の割合は、図3にあるようにこの十年で2.8倍と全国平均よりも高い傾向にあります。

県教委が作成中の第三次岡山県特別支援教育推進プランでは、インクルーシブ教育を推奨し、従来の「個の支援」だけでなく、今後は、自立と社会参加に向けて「集団での学び」の可能性を広げることがうたわれています。そのために療育機関とも連携を図りながら保護者への情報発信をしていくことが求められると指摘しています。

地域で身近に療育を行うことができる機関として、図4にあるように現在児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所があります。図にあるようにここ数年急増しています。大変需要が高く、喜ばれている施設ではありますが、このような児童の発達を支援する事業所は、専門家の配置が少なく、私がこの間、保護者や療育関係者からお聞きする中では、子供たち一人一人の発達を保障する本来の発達支援とは違う事業が行われていたり、療育にかかわる間違った情報が発信されていたりする事例があります。

県として、これらの事業所において、本来求められる質が確保されるよう取り組むために、スキルアップの研修が必要ではないでしょうか。保健福祉部長のお考えをお示してください。

また、教育委員会はプランで、この問題で「療育機関と連携」をはかるとありますが、事業所も含めて具体的にどのように連携を進められるのか教育長にお尋ねします。

（保健福祉部長答弁）

障害者の支援についてのご質問であります。

まず、就労支援 A 型事業所問題の検討についてであります。有識者や関係機関、障害のある方などで構成する既存の協議会等における議論や、A 型事業所協議会との意見交換などを踏まえ、県として取組を進めており、新たな協議会の設置までは考えていないところであります。

このたびの事案から、A 型事業所は障害のある利用者への就労支援と収益活動との両面から適切な指導が必要であるとあらためて認識したところであり、個別の事業所の実態に即して、運営の健全化に向けた指導を強化するとともに、経営改善に取り組む事業所の支援を行うなど、障害のある人が安心して働けるよう、環境整備を図ってまいりたいと存じます。

次に、特別支援教育のうち事業所の質の確保についてであります。児童発



達支援は障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うものでありますが、事業所によって提供される支援の質に大きな開きがあるとの指摘がなされ、国において質の向上を図るためのガイドラインが作成されたところであります。

県としては、集団指導などの機会を活用し、事業所に対しこのガイドラインに基づくサービス提供の徹底を図るとともに、発達障害に関する対応力向上研修への参加を働きかけるなど、支援の質の確保に向けたスキルアップに取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

(教育長答弁)

療育機関等との連携についてであります。療育を行っている児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所等は、子どもの障害の状態に応じた個別の支援に強みがあり、集団の中で支援を行っている学校の機能と結びつくことで、より効果的に子どもの社会参加を目指すことができると考えております。

具体的には、ケース会議等での連携を想定しており、学校、家庭、療育機関が協議を通して、必要な支援や役割分担を明確にし、集団での学びの可能性を広げるための適切な支援を協力して行うこととしております。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。まず、A型事業所の問題なのですけれども、ありかた協議会などは検討していないとおっしゃったのですけれども、A型事業所の協議会もあるとおっしゃったのですけれども、そういう団体、また障害者ご本人の方々やA型事業所をまとめている協議会の方々もこの行政と一緒にどうという風にこれから頑張っていけばいいのか、また国に対してどういう改善を求めて行ったらいいのかっていうことを本当に模索されておりますし、この問題はマスコミも大変注目をされていて連日報道、この問題を見ない日はないというくらい、各紙報道しております。それくらい、注目を集め、岡山で起こった問題に対し色々な協議が積み上げられている中で、そこを県としてまとめて方針をまた総括をして一つの柱を持っていくということは、とても大事な作業ではないかと思うのですけれども、その必要性は感じられませんか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。関係する、例えばA型事業所協議会あるいは利用者の方々も含めてしっかり議論を進めるべきではないのかと、それで今の段階で

総括をし、方向というのを出すべきではないのかというご指摘ではないのかと思います。今回の事案につきましては、まさに先ほど答弁もしましたが、障害者施策審議会あるいは自立支援協議会での議論もございましたし、また、個別に A 型事業所協議会とも意見交換する上で、例えば 12 月の補正予算あるいは当初予算におきましても、まず経営改善の応援をするという所については、予算計上させて頂きまして、実際に補正の部分については始まっております。その中でも各 A 型事業所さんに応募いただいて、しっかり今後の経営改善に向けた取り組みというのを支援しているところでございます。実際に起こった事案、あるいはその基準などにつきましては、これは国である程度、国の方も問題視をしてやるべき部分もございまして、その辺に対しても県として色々な情報提供をしておりますので、まだオンゴーイングな部分ございまして、ここで総括というのなかなか難しいと思いますが、打てる手はしっかりと打っていかうというふうに思っております。以上でございます。

#### 須増議員

ありがとうございます。この制度は新しい制度ですし、県や市町村が許可権限を申請をうけて、入口の所でどう受け止められるのかという所で、大きな差ができて、その自治体によっては数を急増させずに議論を重ねて、慎重に対応してきたという差が出てきているという風を感じるのですね。そういう中でやはり入口でもっと協議をして、悪しき A 型を排除できるような仕組みとか、言えばきりがありませんけれども、そういう検討というのは行政にとってもとても大きな問題があるのではないかという風を感じております。できることはとおっしゃったのですけれども、国も随分動いてはおりますけれども、一緒に対応して正面から検討をさらにして頂きたいと、要望致します。答弁は結構でございます。

続いて、児童発達支援の問題なのですけれども、ガイドラインも国から出されたという事で、しっかり対応していくという事でした。それで、障害福祉課で対応して頂けていると思うのですけれども、数が新しい施設で大変急増しているなかで対応しきれないという実態があるのではないかと、体制が弱いために。というのを私は感じるのですけれどもその点いかがでしょうか。

#### 保健福祉部長

再質問にお答え致します。児童発達支援、あるいは放課後等デイサービス、こちらは先程議員お示し頂いたように急激に、まあそれはニーズもあるということが増えていっているんだと思っております。その中で、質の担保をどうするかと

いうことは、これは国全体、あるいは県としても非常に重要視しておりまして、そのためのガイドラインだけではなくて、例えばやはりニーズが増えております発達障害のお子さんという事もございますので、先ほど申し上げましたように、かかりつけ医等発達障害対応力向上という中に実はたくさんの放課後デイで働かれている指導員の方にもご参加を頂いていまして、そういう基礎的な知識の研修というのをさしていただいております。そういうことで。日々業務というのは当然発生しますし、それに対して真摯に対応しているというのが現状でございます。

#### ④地域公共交通の問題

両備グループが赤字バス 31 路線の廃止の届けをしたことについて、県民の不安が広がっています。両備グループの小嶋代表は、衆議院予算委員会による地方公聴会の場で、「黒字路線を狙い撃ちにした参入が認められた規制緩和」について批判されました。「地方の現状に合わない規制緩和をあらためよ」という要望に対し、県としても道路運送法の規制緩和の見直しを国に働きかけるべきと考えます。知事のお考えをお示してください。

同時に、この問題を契機に、あらためて地域の公共交通について考えるときではないでしょうか。

慢性的な交通渋滞、高齢者の交通事故の増大の問題が起こる一方で、地域公共交通が衰退し、自家用車を利用できない高齢者や障がい者、生徒や学生など交通弱者の日常生活を困難にしています。

こうした状況を踏まえ、住民参加と交通・移動の権利を保障することを明記し、地域公共交通の輸送の安全確保と公共性・広域性を重視した交通基本条例を策定してはいかがでしょうか。併せて知事のお考えをお示してください。

#### (知事答弁)

道路運送法の規制緩和の見直し等についてのご質問であります。今後、立ち上げる協議の場で、国や事業者も交え、地域公共交通の維持・確保に向けた方策について幅広く検討したいと考えております。

また、現時点で、交通基本条例の制定は考えておりませんが、引き続き、広域的な見地からの助言や調整を行うことにより、地域公共交通の維持・確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

⑤最後に倉敷駅付近連続立体交差事業についてです。

先日の土木委員会で、発表されたコスト縮減案の費用対効果の参考値では、1を超えた試算が示されました。

この参考値を見ると、倉敷市が行う関連道路整備事業費から、なぜか一体のものであるはずの駅前広場の費用が今回の事業費から外されていたり、便益算出に当たっても、これまでの範囲から大幅に広げて、倉敷市全域のみならず、岡山市、総社市、早島町とひろげ影響範囲全域にされています。わずかな便益を拾い集めた便益に思えてなりません。費用対効果を1以上にするための苦勞がにじみ出ている参考値と感じます。平成24年度の時と同じ条件で試算しなければ、縮減案の成否を正確に評価できないのではないのでしょうか。

また、渋滞解消の早期実現ということでは、地下道方式などの代替案の検討も、コストや工事期間もふくめ比較検討することが急がれると考えますがいかがでしょうか。それぞれ土木部長にうかがいます。

(土木部長答弁)

倉敷駅付近連続立体交差事業についてのご質問であります。

まず、費用対効果の試算についてであります。駅前広場については、便益に計上していないことなどから、その費用を除いたものであります。

また、便益については、今回、段階的に範囲を拡げて試算したところ、便益に変化があることが判明したため、交通量に差がある路線全てを含む範囲を対象としたものであります。

これからの算出方法は、客観性・合理性の観点から、検討したものであり、妥当なものと考えております。

次に、代替案の検討についてであります。連続立体交差事業については、事業化前の準備・計画段階としての再評価に向けて、社会経済情勢等の変化など4つの視点で、着実に検討していくこととしており、その中で、市と十分に協議を行ったうえで、お話のことも含め、代替案立案の可能性について、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

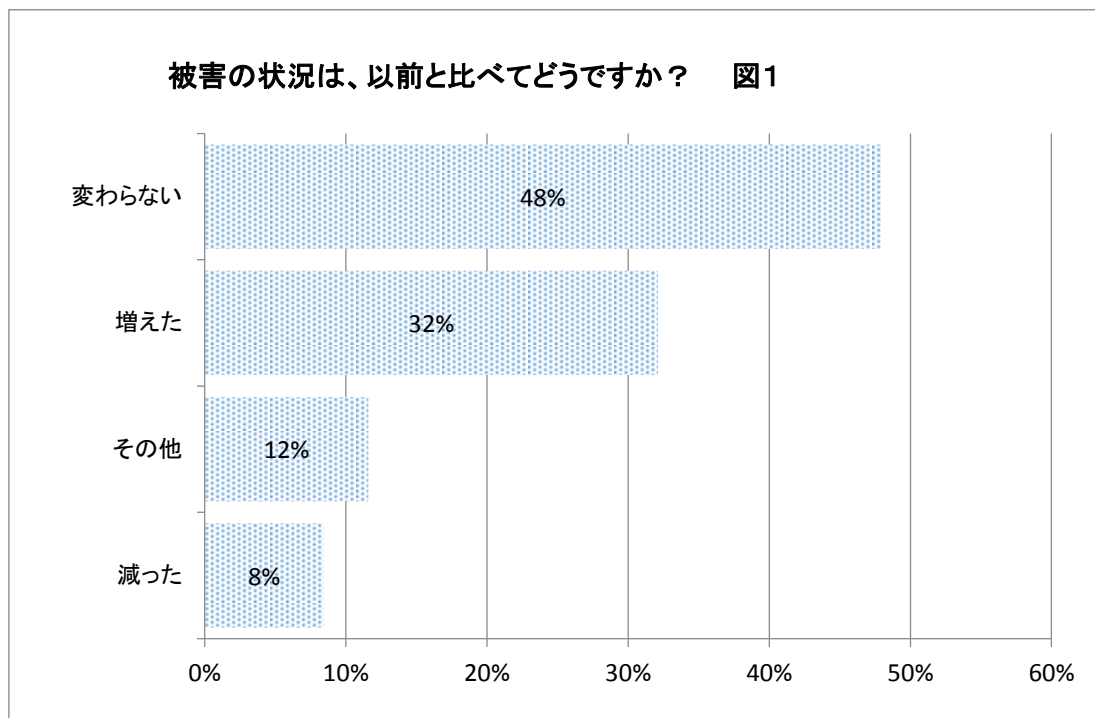
須増議員

ありがとうございます。

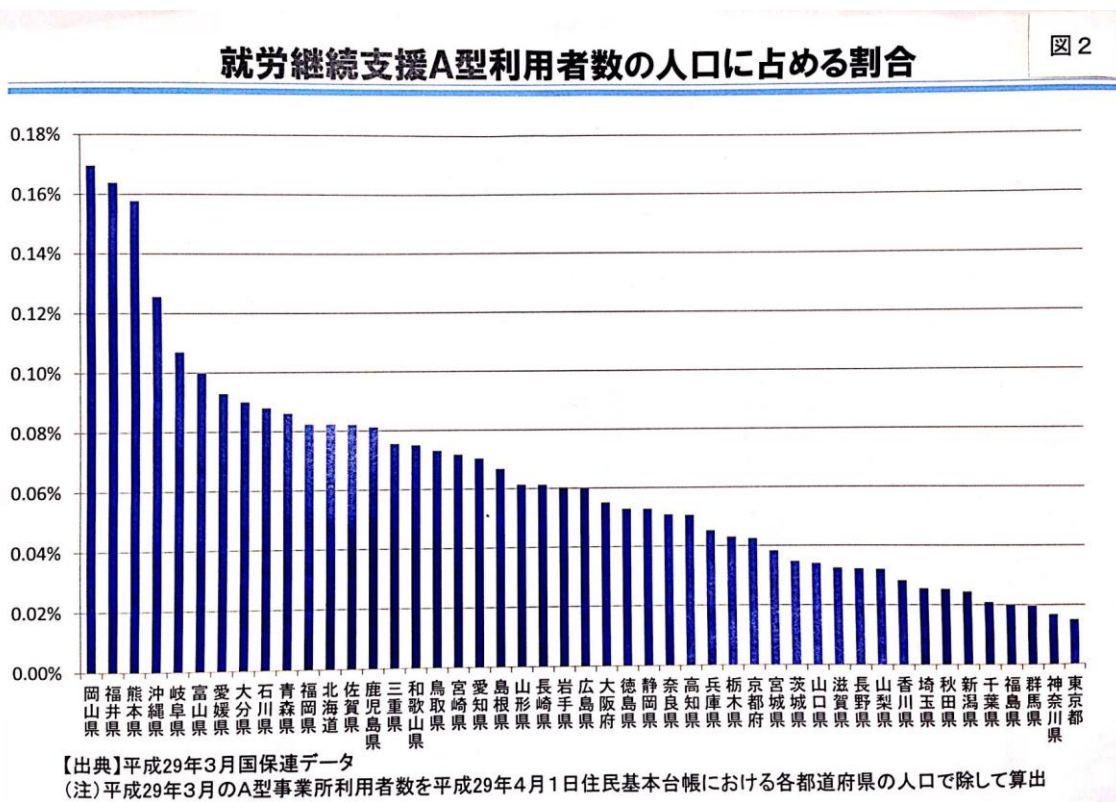
客観性・合理性という言葉の意味が少し分からないのですけれども、1になったということで、今後の様子を見ていきたいと思えます。それから、再評価の4つの視点でということで、お話のあったという風におっしゃったのですけ

れども、地下道方式などの代替案の検討もして頂けるとお聞ききしました。先ほどのお話にも合ったのですけれども、3つの縮減案がまさに代替案だという風におっしゃったのですけれども、それは少し私は違うのではないかという風に思っております。いずれにしても、もともとあった地下道方式などの代替案を検討し、これはコスト縮減や工事期間もグッと縮められるという点でも大変有効であると思っておりますので、検討をお願いします。要望です。

被害の状況は、以前と比べてどうですか？ 図1



就労継続支援A型利用者数の人口に占める割合 図2



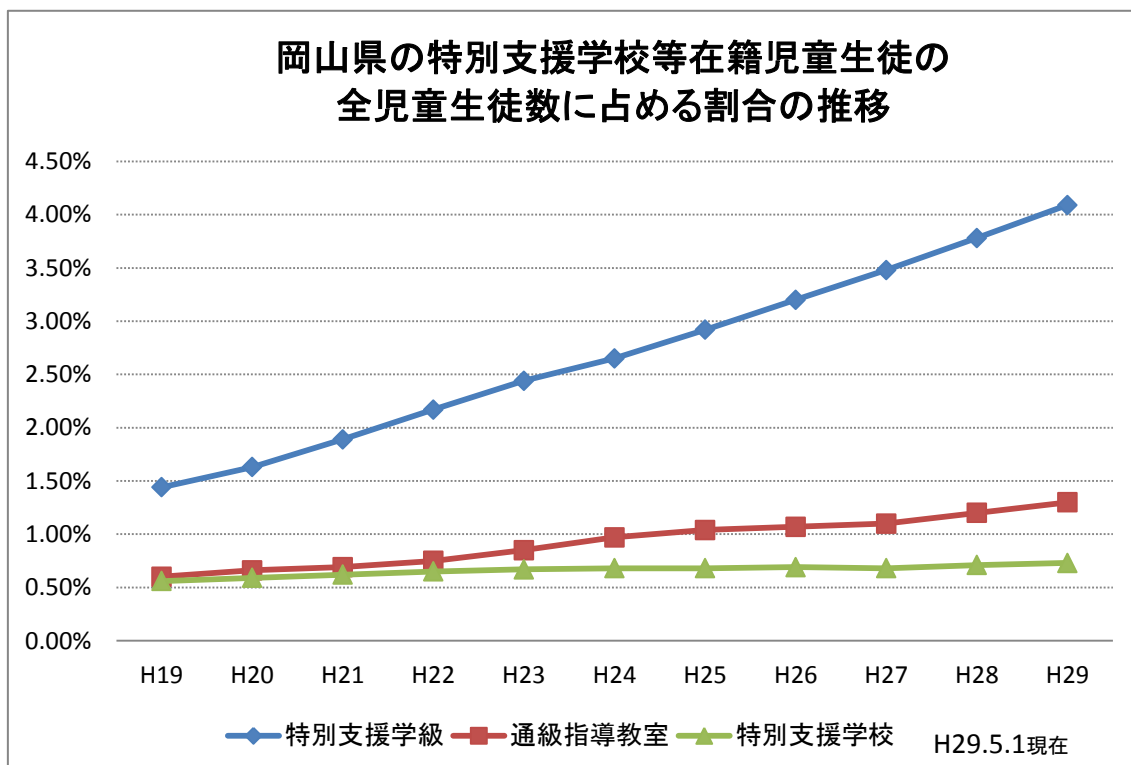
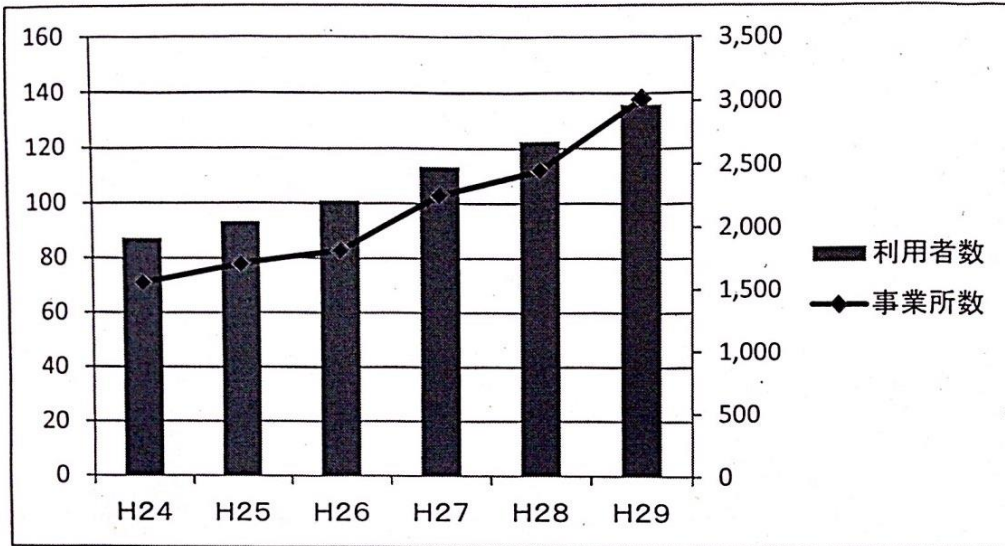


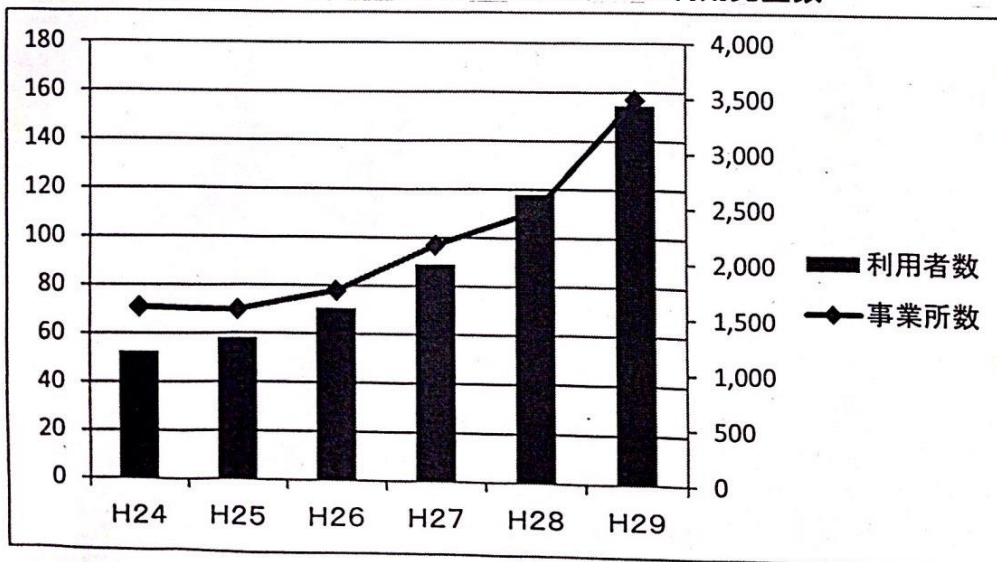
図 4

県内の児童発達支援の事業所数及び利用児童数



事業所数:各年度4月1日現在の数  
利用者数:各年度4月の利用児童数

県内の放課後等デイサービスの事業所数及び利用児童数



事業所数:各年度4月1日現在の数  
利用者数:各年度4月の利用児童数